

古賀市空き家・空き地バンク手引き（事業者様用）

古賀市 都市計画課

1. 事業者登録の要件

古賀市空き家・空き地バンク制度登録事業者の要件は下記のとおりです。（「古賀市空き家・空き地バンク実施要綱」参照）

- (1) 公益社団法人福岡県宅地建物取引業協会東部支部の会員又は公益社団法人全日本不動産協会福岡県本部の会員であること。
- (2) 市内に事業所を置いていること。
- (3) 市税等を滞納していないこと。
- (4) 暴力団及び暴力団員若しくはそれらと密接な関係を有する者ではないこと。
- (5) 古賀市空き家・空き地バンクの趣旨を理解した上で事業に協力できること。

2. 事業者登録の申請

事業者登録に必要な書類は以下のとおりです。

- (1) 古賀市空き家・空き地バンク事業者登録申請書
- (2) 宅地建物取引業者免許証（写）
- (3) 市税等の滞納無き証明（申請様式添付）・・・申請窓口は収納管理課

古賀市はその内容を確認後、古賀市のホームページ等で「指定不動産業者」として登録及び掲載を行います。

3. 物件の調査

古賀市より空き家・空き地物件の調査依頼がありましたら、所有者と連絡調整の上、物件の調査及び所有者の意向等の聞き取りを行って下さい。

4. 空き家・空き地所有者との媒介契約

物件調査及び所有者からの聞き取りの結果、物件が空き家・空き地バンクに登録が可能である場合は、所有者と媒介契約を結んで下さい。（契約は「専任媒介」に限ります。所有者にも説明して下さい）市に提出する書類等は以下のとおりです。

- (1) 空き家・空き地登録希望物件調査結果報告書（様式A）
- (2) 空き家・空き地バンク物件登録カード（様式第2号）
- (3) ホームページ掲載用写真データ（外観・室内計6枚以上）
- (4) 間取り図データ（紙でも可）

※2枚目に続く

- (5) 位置図（地番がわかる程度）
- (6) 媒介契約締結報告書（様式B）※媒介契約書の写しを添付
- (7) 土地及び建物の全部事項証明書（コピーで可）
- (8) その他、市長が必要と認めるもの

※ 写真はデジカメ又はUSBメモリ等でご提出下さい。（印刷不要）
解像度は640*480で可ですが、高解像度でも構いません。
間取り図も画像データが望ましいですが、紙での提出も可です。

※ 登録が不可（取下げ）となった場合は（様式A）のみ提出してください。

5. 物件情報の発信

古賀市空き家・空き地バンクに登録した物件は古賀市のホームページ等で物件の紹介を行います。また、登録事業者のホームページ等でも情報発信に努めて下さい。
（古賀市空き家・空き地バンク登録物件であることを明記して下さい。）

6. 交渉

利用希望者から購入や賃借の連絡がありましたら、物件所有者との交渉及び連絡等の調整を行って下さい。なお、交渉には利用者登録が必要です。利用者登録をされていない方には、利用者登録が必要である旨説明のうえ、古賀市まで利用者登録申込みを行うようご案内して下さい。

※利用希望者からの古賀市に交渉の依頼があった場合は、古賀市から指定不動産業者へ連絡の取次をいたします。

7. 契約の成立

契約が成立したときは、「売買・賃貸借契約締結報告書」（様式C）を提出願います。

以上

作成：平成28年4月1日

改訂：平成28年5月10日